選　択　約　款

（ガス温水暖房契約）

平成３０年６月１日実施

山口合同ガス株式会社
（旧宇部市ガス水道局地区）

目　　次

１．目　　的 …… 1
２．この選択約款の変更 …… 1
３．用語の定義 …… 1
４．適用条件 …… 1
５．契約の締結 …… 1
６．使用量の算定 …… 2
７．料　　金 …… 2
８．延滞利息 …… 3
９．単位料金の調整 …… 3
10．契約の変更又は解約 …… 4
11．設置確認 …… 4
12．そ　の　他 …… 5
付　　則
１．実施の期日 …… 6
２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置 …… 6
３．本選択約款の新たな契約締結の取り扱いについて …… 6

（別表） …… 7
１．税抜料金の算定方法 …… 7
２．料金表（ガス温水暖房契約） …… 8

１．目　　的

この選択約款は、ガス温水暖房システムの普及を通じて、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

２．この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

３．用語の定義

（１）「ガス温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を接続する機能を有する熱源機により、浴室又は居室等に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うものをいいます。

（２）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（３）「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第６３条の２の規定に基づき記載するものです。

（４）「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

（５）「単位料金」とは、９に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

４．適用条件

お客さまはガス温水暖房システムを使用している場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

５．契約の締結

（１）この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

（２）お客さまはこの選択約款を承諾のうえ、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。

（３）契約期間は次のとおりといたします。

①　新たにガスの使用を開始された場合は、新たにガスの使用を開始された日（以下「使用開始日」といいます。）から適用し、使用開始日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日までを契約期間といたします。

②　一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に定める契約又は他の選択約款（以下「他の契約」といいます。）からこの選択約款へ変更され

た場合には、この選択約款は、お客さまから申し込みがあった日以後最初の検針日の翌日から適用し、その申し込み日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日までを契約期間といたします。

なお、変更前の契約の適用期間は、この選択約款への変更の検針日までといたします。

③　契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日から、その満了日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（４）当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は他の契約への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は他の契約への変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は他の契約への変更の場合はこの限りではありません。（（５）において同じ。）

（５）当社は、この選択約款の契約期間満了前に他の契約（一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

（６）当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、今回の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

７．料金

（１）当社は、（２）により算定された税抜料金に消費税等相当額を加えたものを、料金としてお支払いいただきます。

（２）当社は、別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は９の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、税抜料金を算定いたします。

（３）料金は、一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に規定する支払義務発生日の翌日から起算して３０日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

８．延滞利息

（１）お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日からお支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

①　料金を口座振替により支払われている場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合

②　料金を支払期限日の翌日から起算して１０日以内に支払われた場合

（２）延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。

算定の対象となる税抜料金×支払期限日の翌日からお支払いの日までの日数×０．０２７４パーセント（１円未満の端数切り捨て）

（３）延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

（４）延滞利息の支払期限日は、（３）の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

９．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して税抜料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（３）のとおりといたします。

①　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）＋０．０８６円×原料価格変動額／１００円

②　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）－０．０８６円×原料価格変動額／１００円

（備　考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨てます。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トン当たり）

７５，６５０円

②　平均原料価格（トン当たり）

別表１（３）に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価

額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が１２１，０４０円以上となった場合は、１２１，０４０円といたします。

（算定式）

平均原料価格 ＝トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９７４９
＋トン当たりブタン平均価格×０．０２７２

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、当社ホームページ、事業所等に掲示いたします。

③　原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算定式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10．契約の変更又は解約

（１）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは２によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11．設置確認

（１）当社はガス温水暖房システムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又は、すみやかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款に定める契約を適用いたします。

（２）ガス温水暖房システムを取り外された場合には、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

12．その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）を適用いたします。

付則

１．実施の期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は、平成３０年６月１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成３０年５月３１日まで旧宇部市ガス水道局地区のガス温水暖房契約（平成２９年４月１日実施）（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成３０年６月１日以降、本選択約款が適用されるお客さまについて、本選択約款においても旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

３．本選択約款の新たな契約締結の取り扱いについて

（１）当社は、本選択約款４の適用条件を満たした場合であっても、平成３０年６月１日以降は本選択約款５の規定にかかわらず、本選択約款に基づく新たな契約の締結は行ないません。

（２）平成３０年５月３１日に現に旧選択約款の契約が成立している場合には、同一需要場所において本選択約款を継続して適用することができます。

（別　表）

１．税抜料金の算定方法

（１）税抜料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。

（２）従量料金は、基準単位料金（税抜）又は９の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

①　料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②　料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③　料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

２．料金表（ガス温水暖房契約）

（１）基本料金

１か月につき	１，８９０．００円（税込）
	１，７５０　　円（税抜）

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	２１６．２９１６円（税込）
	２００．２７　　円（税抜）

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金（税抜）をもとに９の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。